

一般財団法人八王子市まちづくり公社職員退職手当支給に関する要綱

	平成24年 3月 1日	理事長決裁
改正	平成25年 3月 29日	〃
	平成25年 9月 25日	〃
	平成27年 3月 30日	〃
	平成30年 3月 27日	〃
	令和 5年 3月 31日	〃

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は一般財団法人八王子市まちづくり公社就業規則以下「就業規則」という。)第25条に基づき一般財団法人八王子市まちづくり公社職員給与規程(以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(派遣役職員を除く。以下「職員」という。)の退職手当に関し、別に定めるものの外、必要な事項について定めるものとする。

(退職手当の支給)

第 2 条 この要綱の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合にはその遺族)に支給する。

(一般の退職手当)

第2条の2 退職した者に対する退職手当(以下「一般の退職手当」という。)のうち、次に掲げる者に対する一般の退職手当の額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条又は第8条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

- (1) 定年(一般財団法人八王子市まちづくり公社職員の定年等に関する規程(以下「定年等に関する規程」という。)第3条)に達したことにより退職した者。
(定年に達した者で定年等に関する規程第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。)
- (2) 当公社の解散等により退職した者。
- (3) 業務上又は通勤による傷病(労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)別表第1に掲げる程度の障害の状態にある傷病に限る。)又は死亡により退職した者。
- (4) 業務又は通勤によらない傷病(労働者災害補償保険法施行規則別表第1に掲げる程度の障害の状態にある傷病に限る。)又は死亡により退職した者。
- (5) その者の非違によることなく理事長が定める要件に該当し、勸奨を受けて退職した者。

2 前項各号に規定する者以外の退職した者に対する一般の退職手当の額は、第3条の規定により計算した退職手当の基本額とする。

(業務上又は通勤によることの認定の基準)

第2条の3 退職の理由となった傷病又は死亡が業務上又は通勤によるものであるかどうかについては、職員の業務上又は通勤による災害に対する補償の場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額)

第3条 退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額合計額(職員が休職、停職、育児休業、その他これらに準ずる事由により当該職員に支給されるべき給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額合計額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の90
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の120
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (5) 31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の140
- (6) 34年以上の期間については、1年につき100分の40

2 前項の規定により計算した退職手当の基本額が退職の日におけるその者の給料月額に4/3を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に4/3を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(給料月額の減額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条 退職した者の在職期間のうち年齢が55歳に達した日の属する会計年度の翌会計年度の初日からその者の退職の日までの期間中に、給料月額の減額改定その他理事長の命による降任・免職以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額(当該減額日以後に給料月額の改定をする規程等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 特定減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第2条の2第1項第5号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であって、退職の日の属する会計年度の末日の年齢が定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条 第1項	以下「給料月額」という。)	以下「給料月額」という。)及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第3条 第2項	前項	第5条の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条 第1項	前条の	次条の規定により読み替えて適用する前条の
第4条 第1項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	次条の規定により読み替えて適用する前条第1項
第4条 第1項 第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第4条 第1項 第2号 イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第4条 第2項	前項の	次条の規定により読み替えて適用する前項の
第4条 第2項 第1号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条 第2項 第2号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

(業務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 第2条の2第1項第2号及び第3号の規定に該当する者(これらの者のうち次項に該当するものを除く。)に対する第3条及び第4条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条 第1項	以下「給料月額」という。)	以下「給料月額」という。)及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第3条 第2項	前項 の給料月額	第5条の2第1項の規定により読み替えて適用する前項の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第4条 第1項	前条の	第5条の2第1項の規定により読み替えて適用する前条の
第4条 第1項 第1号	及び特定減額前 給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第5条の2第1項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第4条 第1項 第2号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
第4条 第1項 第2号 イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第4条 第2項	前項の	第5条の2第1項の規定により読み替えて適用する前項の
第4条 第2項 第1号	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第4条 第2項	特定減額前給料 月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

第2号	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
-----	--------------------	--

2 第2条の2第1項第2号及び第3号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であって、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第3条及び第4条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	以下「給料月額」という。)	以下「給料月額」という。)、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第3条第2項	前項	第5条の2第2項の規定により読み替えて適用する前項
	の給料月額	の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第4条第1項	前条の	第5条の2第2項の規定により読み替えて適用する前条の
第4条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	前条第1項	第5条の2第2項の規定により読み替えて適用する前条第1項
第4条第1項第2号	給料月額に、	給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
第4条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第4条第2項	前項の	第5条の2第2項の規定により読み替えて適用する前項の
第4条第2項	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当す

第1号		る年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第4条 第2項 第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

(退職手当の調整額)

第6条 退職した者に対して支給する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下この条において同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる点数を合計した点数に、1点につき1,100円を超えない範囲内において定める額を乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|-----------------|------|
| (1) | 事務局長の職にあるもの | 140点 |
| (2) | 課長、所長、主幹の職にあるもの | 120点 |
| (3) | 課長補佐の職にあるもの | 100点 |
| (4) | 主査の職にあるもの | 80点 |
| (5) | 主任の職にあるもの | 60点 |
| (6) | 主事の職にあるもの | 0点 |

(調整額期間)

第7条 調整額期間とは、在職期間のうち、その者の退職した日の属する月の末日を起算日として、5年前までの期間をいう。

2 調整期間のうち、休職、停職、育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下、「休職月等」という。）が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数）について、調整額期間から除算する。

(管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例)

第7条の2 定年等に関する規程第5条に規定する他の職への降任等をされた後に退職した者の前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条 第1項	次条に	第7条の2の規定により読み替えられた第7条第1項に
	同じ。）	同じ。）のそれぞれの期間ごとに、当該期間
	その者の調整	当該期間の

	額期間の	
	合計した点数	合計した点数を計算し、多い方の点数
第7条 第1項	として、	として5年前までの期間又は定年等に関する規程第5条に規定する他の職への降任等をされた日の前日の属する月の末日を起算日として

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条 第2条の2第1項第2号及び第3号に規定する者(通勤による傷病又は死亡により退職した者を除く。)で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。

- | | | |
|-----|----------------|----------|
| (1) | 勤続期間1年未満の者 | 100分の270 |
| (2) | 勤続期間1年以上2年未満の者 | 100分の360 |
| (3) | 勤続期間2年以上3年未満の者 | 100分の450 |
| (4) | 勤続期間3年以上の者 | 100分の540 |

2 前項の基本給月額は、給与規程の規定により、給料、扶養手当及び地域手当を支給される職員については、これらの月額合計額とする。

(継続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は職員として引き続いた在職期間による。

- 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 前2項の規定による在職期間のうち休職月等が1か月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数)を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、6か月未満は切り捨てる。ただし、その在職期間が6か月以上1年未満(第2条の2第1項第2号から第5号までに規定する者の退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 前項の規定は、第8条第1項の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(退職手当の支給制限)

第10条 第2条の2の規定による退職手当は次の各号の一に該当する者には支給しない。

- 就業規則第47条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
- 就業規則第21条第2号及び同条第3号の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるものの外、退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 一般財団法人八王子市まちづくり公社職員給与規程附則第2項の規定による職員の給料月額の変更（次項及び附則第4項において「給料月額7割措置」という。）は、第4条第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 3 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第4条第1項で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項又は附則第5項に定める額とする。ただし、附則第4項に規定する特別特定減額前給料月額（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が存しない場合、特別特定減額前給料月額又は条例附則第4項に規定する7割措置前給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額以下である場合、特別特定減額前給料月額と7割措置前給料月額とが同額である場合は、この限りでない。
- 4 第4条第1項で定める期間中に、同項の理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における第4条第1項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該特別特定減額日以後に給料月額の変更をする条例等が制定された場合にあつては、第4条第1項で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該7割措置減額日以後に給料月額の変更をする規程等が制定された場合にあつては、第4条第1項で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下この項、次項及び附則第7項において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したも

のとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この項、次項及び附則第7項において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものととし、かつ、同日におけるその者の下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものととし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額の同日におけるその者の下位減額前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

5 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 上位減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 43以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 43未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に43から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

6 当分の間、第5条及び第5条の2第2項の規定の適用については、これらの規定中「定年」とあるのは、60歳とする。

7 当分の間、第5条の2第1項に規定する者に対する附則第3項から第5項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第3項	次項又は附則第5項	附則第7項の規定により読み替えて適用する次項又は附則第8項
-------	-----------	-------------------------------

附則第 4項第 1号	及び上位減 額前給料月額	並びに上位減額前給料 月額及び当該上位減額前給料月額に100分の1 0を乗じて得た額の合計額
	第3条第1項	附則第7項の規定により読み替えて適用する第3 条第1項
附則第 4項第 2号	その者の下位 減額前給料月 額	その者の下位減額前給料月額及び当該下位減額前 給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計 額
附則第 4項第 2号ア	及び下位減 額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給 料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	第3条第1項	附則第7項の規定により読み替えて適用する第3 条第1項
	その者の下位 減額前給料月 額	その者の下位減額前給料月額及び当該下位減額前 給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計 額
附則第 4項第 2号イ	上位減額前給 料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額 に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第 4項第 3号	給料月額に、	給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗 じて得た額の合計額に、
附則第 4項第 3号ア	第3条第1項	附則第7項の規定により読み替えて適用する第3 条第1項
附則第 4項第 3号イ	下位減額前給 料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額 に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第 5項	前項の	附則第10項の規定により読み替えて適用する前 項の
附則第 5項第 1号	上位減額前給 料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額 に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第 5項第 2号ア	上位減額前給 料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額 に100分の10を乗じて得た額の合計額
	及び下位減 額前給料月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給 料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第 5項第 2号イ	上位減額前給 料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額 に100分の10を乗じて得た額の合計額
	下位減額前	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額

給料月額	に100分の10を乗じて得た額の合計額
及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

- 8 当分の間、一般財団法人八王子市まちづくり公社職員給与規程附則第4項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の一般財団法人八王子市まちづくり公社退職手当支給に関する要綱（以下「新要綱」という。）第3条の規定の適用を受ける者（次項の適用を受けるものを除く。）で施行日から平成26年3月31日までの間に退職した者の退職手当の基本額は、新要綱第3条の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、その者の勤続期間に応じて附則別表第1に定める支給率を乗じて得た額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

- 3 新要綱第3条の規定の適用を受ける者のうち、施行日から平成27年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）に退職した者の退職手当の基本額は、新要綱第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

(1) 施行日から平成26年3月31日までの間その者の退職の日における給料額（新要綱第8条の2の規定の適用を受ける者については、給料月額及び当該給料月額に定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額。以下「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて附則別表第2に定める支給率を乗じて得た額

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間その者の最終給料月額に、その者の勤務期間に応じて附則別表第3に定める支給率を乗じて得た額

- 4 新要綱第8条の3の規定の適用を受ける者で、経過措置期間に退職した者の調整額の算出に係る点数（同条第1項各号に規定する点数をいう。）は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める点数とする。

(1) 施行日から平成26年3月31日までの間 附則別表第4に定める点数

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 附則別表第5

に定める点数

附則別表第1

勤続年数	支給率
1年	1.00
2年	2.00
3年	3.00
4年	4.00
5年	5.00
6年	6.00
7年	7.00
8年	8.00
9年	9.00
10年	10.00
11年	11.45
12年	12.90
13年	14.35
14年	15.80
15年	17.25
16年	18.85
17年	20.45
18年	22.05
19年	23.65
20年	25.25
21年	27.00
22年	28.75
23年	30.50
24年	32.25
25年	34.00
26年	35.80
27年	37.60
28年	39.40
29年	41.20
30年	43.00
31年	44.50
32年	46.00

33年	47.50
34年	48.00
35年以上	48.50

附則別表第2

勤続年数	支給率
1年	1.10
2年	2.20
3年	3.40
4年	4.60
5年	5.70
6年	6.80
7年	8.00
8年	9.20
9年	10.30
10年	11.40
11年	13.10
12年	14.60
13年	16.30
14年	17.80
15年	19.50
16年	21.30
17年	23.10
18年	24.90
19年	26.70
20年	28.50
21年	30.30
22年	32.10
23年	33.90
24年	35.70
25年	37.50
26年	39.30
27年	41.10
28年	42.90
29年	44.70
30年	46.50

31年	48.00
32年	49.50
33年	51.00
34年	51.50
35年以上	52.00

附則別表第3

勤続年数	支給率
1年	1.00
2年	2.00
3年	3.00
4年	4.10
5年	5.10
6年	6.10
7年	7.10
8年	8.20
9年	9.20
10年	10.20
11年	11.70
12年	13.10
13年	14.60
14年	16.00
15年	17.50
16年	19.20
17年	20.90
18年	22.60
19年	24.30
20年	26.00
21年	27.70
22年	29.40
23年	31.10
24年	32.80
25年	34.50
26年	36.20
27年	37.90
28年	39.60

29年	41.30
30年	43.00
31年	44.50
32年	46.00
33年	47.50
34年	48.00
35年以上	48.50

附則別表第4

職員の区分	点数
第1号区分	110.4点
第2号区分	100.4点
第3号区分	90.4点
第4号区分	70.4点
第5号区分	52.0点
第6号区分	36.0点
第7号区分	0.0点

附則別表第5

職員の区分	点数
第1号区分	125.2点
第2号区分	115.2点
第3号区分	105.2点
第4号区分	85.2点
第5号区分	66.0点
第6号区分	48.0点
第7号区分	0.0点

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の一般財団法人八王子市まちづくり公社職員退職手当支給に関する要綱第3条及び第7条の規定は、施行日以後に退職した者に係る退

職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の一般財団法人八王子市まちづくり公社職員退職手当支給に関する要綱の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。